

令和元年10月25日（金）

令和元年第11回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、令和元年第11回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は15名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日、2名の欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、4番：玉元正助委員、6番：國仲和男委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は3件でございます。
受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から3番は、別紙参考資料1ページから3ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、高野集落から東側500mの増原地区にある宮原みずべ公園隣に位置し、譲受人がサトウキビの規模拡大を行うとのことです。

議 長：次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いします。

砂川推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、根間地信号機交差点の北側に位置し、現在は、株出し栽培ですが、譲受人は20年の農業経営農家であり問題ないと思います。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、豊原公民館の北側に位置し、譲受人は譲渡人の兄妹で、譲渡人が高齢であり農業出来ないので、きび栽培を譲るということです。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から3番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、3件でございます。受付番号4番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号4番から6番は、別紙参考資料4ページから6ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員をお願いいたします。

野崎委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、上野消防所の西側に位置し、譲渡人はハウス農家であったが現在、耕作放棄で利用しておらず、その土地を譲受人が開墾してサトウキビ栽培をするということです。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、佐和田地域に位置し、この土地については、これまでも譲受人が小作していましたが、今回から農業委員会を通してサトウキビ栽培をするとのことです。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員をお願いいたします。

新城推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、新城地域に位置し、譲受人は農業経営の開始として申請してあるが、別の土地も一緒にサトウキビ栽培を耕作するということです。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号4番から6番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので原案のとおり決定いたします。

議長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は9件でございます。受付番号7番から15番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号7番から15番は、別紙参考資料7ページから15ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号7番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので原案のとおり決定いたします。

議長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第3議案第2号農地法第3条の規定による許可の取り消し申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可の取り消し申請は、1件でございます。受付番号1番を説明いたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可の取り消し申請についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画(利用権貸借)は、7件でございます。受付番号1番から7番を説明いたします。

(内容省略)

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員にお願いいたします。

大浦推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、島尻集落に位置し、譲受人は夫と一緒にサトウキビ栽培農家です。機械はブルトラ等を所有している。

議 長：次に受付番号2番から7番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

事務局：受付番号2番から7番については参考資料を参照して下さるようお願いいたします。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第5議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画(所有権移転)は、9件でございます。
受付番号1番から9番を説明いたします。

(内容省略)

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番から4番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員にお願いいたします。

大浦推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、下崎・成川集落と南静園西側に位置し、譲受人は高野集落に畜産経営しており、採草地栽培です。

受付番号2番から4番の説明をいたします。場所は、狩俣・間那津集落に位置し、譲受人は夫と一緒に農家経営で、サトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

與那覇推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、細竹公民館の600番西側に位置し、(株)雄進建設向かいで、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、下地線空港向け三叉路の花だん園の隣で、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員にお願いいたします。

瑞慶覧推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、保良公民館から東平安名崎向け教会を50番北側に位置し、譲受人は新規就農制度を利用して、ハウス栽培を行うとのこと。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、西中・底原地域に位置し、譲受人は 6 年以上の農業経験であり、家族経営でサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部 3 区推進委員にお願いいたします。

仲地推進委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、宮古製糖伊良部工場から 500 米大栄生コン向けに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。機械はトラクター・軽トラ所有です。

議 長：はい、ありがとうございます。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。

はい、11 番委員

喜屋武委員：

譲受人は住所が多良間村水納であるが、宮古島市で土地の購入が出来るのか。確認します。

事務局：支店が宮古島市にあり、農業経営も行っています。それでは、条件付きで行うということで今回は保留します。

長濱委員：

事務局側が条件付きという言葉を出してはいけません。条件付きとは、我々農業委員が審議して決めることですので、多良間村からの法人届け報告を確認してから、条件付きの許可をするべきだと思います。

委 員：賛成です。

議 長：その他、質疑があれば挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 4 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第6議案第5号農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。 はい、7番委員

長濱委員：

所有権移転の相続時には相続人全員の同意の名義が必要ですが、申請書には1/3となっておりますが財団法人の場合は1人でも相続できるのか。

事務局：相続未登記の土地については、早めの相続手続きを指導しています。

議 長：その他、質疑があれば挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第5号農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：次に、日程第7議案第6号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。
受付番号1番から3番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

砂川委員：

現地調査の報告をいたします。現地調査は10月9日に調査員として芳山会長、15番：仲里委員、事務局の川満次長、上原主任、仲間さん6人で現地調査を午前10時から午後3時30分まで行い、その後事務局にて調整会議をして、4条申請3件、5条申請8件で合計11件の内容結果として違反等は見受けられませんでしたことを報告します。

受付番号1番の場所は、川満集落東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他2種で原野等に囲まれた農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、東小学校南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団として判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古製糖工場西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地として判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第8議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局：今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、8件でございます。受付番号1番から8番の説明をいたします。説明の前に、受付番号2番（種類等不備）と6番（周辺集落の同意未取得）を保留といたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から8番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上野庁舎南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。

はい、1番委員

砂川委員：

隣にJA給油所がありますが、JAからのコンテナ等設置の同意等は得られていますか。

事務局：周辺の同意等は求めてはいません。

議 長：その他、質疑があれば挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、狩俣マツチャーズ商店西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等に連なった農地と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、市立北保育所300番北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等と連なった農と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。

はい、14番委員

仲里委員：

転用目的が共同住宅とあるが、参考資料では資材置場と記載されていて目的が違っていますが？

事務局：参考資料の資材置場の記入が間違っていますので、資材置場を削除して下さい。

議長：その他、質疑があれば挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、東小学校敷地の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たんと判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手でお願いします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、平良ランド森友の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地第1種低層住居専用農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手でお願いします。

はい、11番委員

喜屋武委員：

参考資料では、住宅を新築して、貸家として利用すると記載されていますが、申請書にも借家建築と記入できないのか？

事務局：申請書では一般個人住宅として記載されていることをチェックしました。今後このような案件等が申請された場合は、再度確認したいと思います。

議 長：その他、質疑があれば挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上原事務局：

受付番号8番の説明をいたします。6月案件での申請で、場所は、下崎集落に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他2種連たん、宅地・原野等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手でお願いします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第9議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。対象となる申請は先ほど承認いただいた議案第7号の中から受付番号8番となります。
先ほどの承認を以て農地転用事業計画変更を承認してよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたします。

議 長：ここで、以前に許可を受けた案件の取り扱いについて、事務局より説明と提案があります。

上原事務局：

以前に許可を受けた案件の取り扱いについての説明をいたします。今回2件の取り下げ申請が来ています。提出された申請書に対しては普段から許可をする前に農業委員会で預かり、取り下げをする場合は窓口対応してすべて取り下げしています。

今回2件の申請は、総会まで上げて、委員に審議していただいた上の案件で取り下げた書類についての2件の内容は、1件目が4月25日の総会で許可相当の件で、5月に県に進達し、許可書発行時に水道の許可申請は取れているのか確認、水道の給水計画を提出し、6月に開発許可があったが、開発取り下げの申請がありました。

2件目は6月27日の総会で伊良部地域の申請であったが書類等不足のため取り下げ申請がありました。

議 長：はい、ありがとうございます。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、事務局の説明と提案のとおり取り扱ってよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、提案のとおり決定いたします。

議 長：次に、日程第10議案第9号非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局：今月の、非農地証明願いは、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を伊良部4区推進委員をお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、佐和田の浜から平成の森北側200m方向に位置し、伊良部地区パトロール委員で現地調査確認して、岩盤等が多く、雑木等が多いので非農地として判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第10議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

議 長：委員の発言をお願いします。
はい、7番委員

長濱委員：

先ほど、取り下げ事由の件で、水道工事が出来ない地域での転用許可等は受付しないしてほしい要望です。

上地局長：

農地転用許可等の内容は、水道局より水道供給の件の確認等を行った上での申請を提出した方がいいと思います。最初から土地について、ここは転用できないといえないことなので。

県事務局：農地法の中で水道が供給されていない場所での住宅建築等は全国どこでも認められません。

議 長：今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、令和元年第10回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和元年10月25日（金）

会 長 芳 山 辰 巳
4 番委員 玉 元 正 助
6 番委員 國 仲 和 男